

議 事 録

件 名： 第2回 廃棄物受入に関する検討委員会
日 時： 平成26年8月25日（月）15:00～17:15
場 所： 大阪湾広域臨海環境整備センター会議室

【概要】

- 第1回検討委員会議事録の内容確認
- 議題ごとに事務局が説明の後、質疑応答
 - 議題（1）再発防止の取り組み状況の経過報告について
 - 議題（2）課題への対応方針について

【議事内容】

- 第1回検討委員会議事録の内容確認、了承
- 議題（1）再発防止の取り組み状況の経過報告について
 - （委員）処分の程度を判断する際、自主、立入、抜取どの検査で判明に至ったかが議論になると思う。
 - （委員）技術的には通常は超過しないものでも定期点検時などに超過が有りえることなどを、所管行政庁がもっと注意喚起する必要がある。そもそも排出者自身に認識してもらう必要がある。排出者自身の認識をどうやって高めるかが課題の一つである。注意深くやってくださいということは常にどこかが言っている必要がある。
- 議題（2）課題への対応方針について
 - 一般廃棄物と産業廃棄物、及び検査項目による運用の違い、搬入停止や解除及び公表の現状等について説明、意見交換
 - （委員）各検査の費用負担者も異なるのでどれを重点的に行うか考えるべき。また処分が同じなら自主分析はあまり行われなくなると考えられるので差をつけるべき。
 - （事務局）ダイオキシンについては、法律で排出者に年1回以上の自主検査が義務付けられており、我々の事前審査もこの結果により翌年度契約となっている。今後は年複数回の自主検査をお願いしており、来年度からは契約書で最低年2回検査の義務付けを予定している。抜取調査は適宜状況を見てやっていくものであり、本来、基準を超えたものは出してはならないので、自主分析を中心に行われるべきだと考えている。判明した場合の措置については、いずれも同じように措置しなければならないと考えている。
 - （委員）契約時に相手の数値を信用するのはよいが、契約が履行されているか確認するのはセンター。契約では超えてないと報告し、実際には超えているのであれば悪質であり、一廃、産廃の区別はない。そのうえで改善がなされ、それをセンターが確認すれば受け入れるということであればうまくいくのでは。
 - （委員）抜取検査の位置付は契約書にされており、超過したら停止と明文化されているなら停止措置はやむを得ない。そうしないと抜取検査をする意味がなくなってしまう。そうするとフェニックスはどんな抑止力を持っているのかという話になる。

- (委員) 焼却灰とばいじんは違うものなので区分ごとに停止・解除を行うべき。
- (委員) 自主分析が契約書の値となるなら、超過していると契約出来ないのだから超過した値が出てくるわけがない。契約後に自主分析で超過したら止めて改善してくださいという流れが必要。これまでは年1回だったが今後は半年したらもう1回確認してくださいということを言う必要がある。法律の基準は守らなくてはならない。抜取検査といったフォローも不要になる。センターは、センター法やダイオキシン対策法の意味からすると毅然とした態度をとらざるを得ない。
- (委員) 公表の目的は、抜取検査で判明したということ公表することか？
- (事務局) センターとしては搬入停止措置をしたことを公表するという趣旨で行ってきた。去年までは公表はしておらず、高島が悪質、何年も隠してきたということで公表した。関心が高くなったということで他の案件も公表しているが、特別な対応。普通の案件は従来通り大がかりな公表は不要ではないかと考えている。
- (委員) 公表のタイミングは、停止措置の時だけでなく改善が終わった時でもいいのではないか。フェニックスは環境保全に努めている。改善されたので受入を再開することを公表すればいいのではないか。
- (委員) 今回の事案は、ちゃんと運転しているときは大丈夫だったのではないかと思う。公表は報道提供までは不要だと思う。HPに掲載すれば、みなさんに分かる状況ができ透明性は確保できる。
- (委員) 搬入停止をしたという姿勢、停止解除の理由を公表する。どうやって基準超過を解消したかを載せると良い。
- (委員) 即搬入停止とするかはもう少し議論すればよいが、契約違反という意味では即搬入停止は、そんなに厳しい措置ではない。排出者側の費用の問題はあるかもしれないが保管場所はなんとかなるのではないか。
- (委員) 地域限定という公表は無いと思う。公表することについては、契約書に記載すべき。実名公表も有りえるということ明記する必要がある。
- (ワザバー) 搬入停止解除の案で、関係者（港湾管理者）と協議・調整が追加されているので、跡地利用に対して責任を持つ港湾管理者の意見を聞くことは重要。
- (ワザバー) 3ナノ超は法令上では特管物となり、廃掃法上も埋立できない。契約上の話としてはこの検討会の中で対応を検討されると思うが、法令上の違法性があるのかどうかは行政判断する者がその判断で指示・指導をされるという種類のものである。府県市によっていろいろな判断があるので、連絡し判断してもらおうということになる。
- (ワザバー) ダイオキシンについては、かつて焼却が大変な問題となり強化する際、焼却施設の基準をどうすべきかから始まった。今回の件で、平常的な運転を行えば大丈夫ではないかと先生方の御意見もあり、大変な時期から時間も経って気が緩んでいる所もあるかと思うので環境省として引き続き指導したい。